

墨田区管理基準点及び境界点の保全手続のご案内

墨田区が管理する基準点や境界点付近(原則5メートル以内)で工事を実施する場合は、「墨田区基準点及び境界点管理要領」に基づく手続が必要です。

①保全対象物の有無の確認

基準点や境界点に関する資料を「すみだまちづくりマップ」より確認し、保全対象物の有無を現地で調査してください。

▶すみだまちづくりマップ

<https://www.sonicweb-asp.jp/sumida/>

道路掘削等工事の周囲5メートル以内にある基準点及び境界点が**保全対象物**です。(以下は一部です。その他はHPをご確認ください。)



保全対象物の測量(工事前)

※測量は、トータルステーション等の機器を用いて実施してください。

②工事施工届出書 及び 境界確認測量工事施工前報告書 の提出

工事施工前に、保全対象物を測量し報告書を提出してください。

▶報告書添付資料:案内図、測量成果図、観測手簿、計算書、施工前写真

工事施工

※保全対象物を撤去・復旧する場合、原則、購入または交換となります。

保全対象物の測量(工事後)

※測量は、トータルステーション等の機器を用いて実施してください。

③境界確認測量工事施工後報告書 の提出

工事施工後、速やかに測量を実施し、工事による保全対象物への影響を確認し報告してください。

▶報告書添付資料:案内図、測量成果図、観測手簿、計算書、施工後写真

工事施工届出書及び工事施工前・施工後の報告書の提出は、Web上から提出できます。

▶HPをご確認ください。

<https://www.city.sumida.lg.jp/matizukuri/douro/keikaku/kijunten-hozen.html>



【担当】

墨田区 都市整備部

土木管理課 用地調査担当

電話 03-5608-6284